

八千代市都市整備部所管施設指定管理者選考委員会設置要領

(設置)

第1条 都市整備部所管の公の施設について、指定管理者の候補者選定を公平かつ適正に実施し、指定管理者の管理運営が適正に行われているか評価するため、八千代市都市整備部所管施設指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の募集に関すること
- (2) 指定管理者候補者の選定に関すること
- (3) 管理運営業務の評価に関すること
- (4) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 選考委員会は、5名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市の職員
 - (3) その他市長が適當と認める者
- 3 前項第1号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 選考委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める、説明又は意見を聴くことができる。

4 選考委員会の会議は、非公開とする。

(委員の除斥)

第6条 委員は、申請者との間に利害関係が認められたときは、会議に出席することができない。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平かつ適正に選定し、又は評価しなければならない。

2 委員は、選考委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員は、審査に関し、申請者と接触してはならない。

4 委員は、審査に関し、申請者から接触があったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(報告)

第8条 選考委員会は、選定し、又は評価したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月11日から施行する。